

再生可能エネルギー設備導入支援事業

補助金申請の手引き

< 交付申請受付期間 >

2024年6月10日（月）～10月31日（木）

2024年6月

（お問合せ先）

愛知県再エネ省エネ補助金事務局

（株式会社エイチ・アイ・エス 中部事業部（愛知県業務委託先））

〒450-6416

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビルヂング16F

TEL：050-1754-8308

FAX：052-856-5701

メール：aichi-enehojo@his-world.com

対応時間：2024年6月3日（月）～2025年3月14日（金）

平日（土曜、日曜、祝日及び年末年始

（2024年12月29日（日）～2025年1月3日（金）を除く））

9時00分～17時00分

《目次》

1. はじめに	3
2. 補助の目的	3
3. 補助対象事業者（申請者）	3
4. 補助対象事業	3
5. 補助金の額	12
6. 申請手続きの流れ	13
7. 交付申請	14
8. 交付決定	15
9. 実績報告	15
10. 補助対象設備の処分制限	15
11. 交付決定の取消及び補助金の返還	15
12. 再生可能エネルギー設備の導入による二酸化炭素削減量	16
再生可能エネルギー設備の導入による工場又は事業場の二酸化炭素削減量算出シート	17
交付申請時に必要な提出書類チェックリスト	18
実績報告時に必要な提出書類チェックリスト	19

1. はじめに

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、「愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）」に定めるもののほか、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」（令和6年3月1日環地域事発第2403011号。以下「脱炭素交付金実施要領」という。）、「再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」及び「再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）」に基づき実施するため、規則、脱炭素交付金実施要領、要綱、取扱要領及び本手引きをよく確認の上、交付申請や補助金受給手続きを実施してください。

【規則】 <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/6214.pdf>

【脱炭素交付金実施要領】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko-240301.pdf>

【要綱】 【取扱要領】 下記ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.aichi.lg.jp/soshiki/ondanka/saiene-shoene-hojokin2024.html>

2. 補助の目的

補助金は、大企業、中小企業等の事業者による再生可能エネルギー設備の導入事業に要する経費の一部を県が補助することにより、再生可能エネルギーの導入を推進し、産業・業務部門における温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とします。

3. 補助対象事業者（申請者）（要綱第4条、取扱要領4）

補助対象事業者は、再生可能エネルギー設備を導入する大企業（低炭素水素サプライチェーン構築の一環として、低炭素水素製造の関連設備として再生可能エネルギー設備を設置する場合に限る。）若しくは中小企業等の事業者とします。

ただし、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 県税の滞納又は未申告がない者であること
- (2) 公序良俗に反する事業を行っていない者であること
- (3) 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること
- (4) その他知事が不相当と認める者でないこと

※ なお、リース契約により事業を実施する場合は、リース事業者が共同事業者であること。

4. 補助対象事業（要綱第4条、取扱要領5・別紙）

補助対象事業は、愛知県内の産業・業務用施設に対し、再生可能エネルギー設備を導入することにより、導入前の施設全体に比して二酸化炭素排出量を削減する事業とします。

(1) 再生可能エネルギー発電等設備

太陽光発電設備、蓄電池、風力発電設備、バイオマス発電設備、水力発電設備、水素関連設備（製造・貯蔵・運搬）、エネルギーマネジメントシステム

(2) 再生可能エネルギー熱利用設備

太陽熱利用設備、地中熱利用設備、温度差熱利用設備、

バイオマス熱利用設備

また、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①再生可能エネルギー設備は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下、「再エネ特措法」という。）により認定された発電事業に用いるものでないこと。
- ②再生可能エネルギー設備から得られた電気又は熱は、当該設備を設置した工場又は事業場において補助対象事業者が自ら消費すること。
- ③再生可能エネルギー設備は、補助対象事業者の事業の用に供するものであること。
- ④再生可能エネルギー設備は、補助対象事業者が所有権を取得するものであること。
- ⑤再生可能エネルギー設備は、将来用設備及び予備設備等ではないこと。
- ⑥再生可能エネルギー設備は、中古品でないこと。
- ⑦再生可能エネルギー設備は、各種法令等に準拠した設備であること。
- ⑧再生可能エネルギー設備は、知事が過剰と判断した装備品等でないこと。
- ⑨再生可能エネルギー設備の設置工事は、建築物、電気設備等に関する関係法令に準拠したものであること。
- ⑩補助対象事業は、再生可能エネルギー設備の導入により、補助対象事業者の工場又は事業場における二酸化炭素排出量を削減するものであること。
- ⑪補助対象事業は、取扱要領6の規定による早期着手の承認を受けた場合を除き、補助金交付決定後に着手するものであること。
- ⑫補助対象事業は、他の助成・補助事業として採択される事業ではないこと。
- ⑬法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑭その他、脱炭素交付金実施要領別紙2に定められた所定の要件を満たすこと。

さらに、種別毎に以下の要件を満たす必要があります。

(1) 再生可能エネルギー発電等設備

種別	要件
太陽光発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①太陽電池出力が10kW以上であること。 ②太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPvm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）のIECEE PV FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。 ③本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。 ④電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

と。

- ⑤再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の a～l をすべて遵守していることを確認すること。
- a 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - b 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - c 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - d 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - e 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
 - f 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - g 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - h 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - i 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - j 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
 - k 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
 - l 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- ⑥リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了

	<p>まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>⑦次の a～b のいずれかを満たすこと</p> <p>a 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。</p> <p>b 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
風力発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①発電出力が1kW以上7,500kW未満/事業（単機出力1kW以上）であること。</p> <p>②本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとする。</p> <p>③電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>④リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>⑤再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。交付決定前に周辺住民の了解を得ていること。環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。</p> <p>⑥次の a～b のいずれかを満たすこと</p> <p>a 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。</p> <p>b 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
バイオマス ^{※1} 発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①発電出力が10kW以上であること。</p>

	<p>②バイオマス依存率^{※2}が60%以上であること。家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。</p> <p>③副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものでないこと（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）</p> <p>④本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていることとする。</p> <p>⑤電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>⑥リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>⑦原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。</p> <p>⑧次のa～bのいずれかを満たすこと</p> <p>a 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。</p> <p>b 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
水力発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①発電出力が1kW以上1,000kW未満/事業（単機出力1kW以上）であること。</p> <p>②本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たすものとする。</p>

	<p>していると見なすものとする。</p> <p>③電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>④リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>⑤再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。</p> <p>⑥次のa～bのいずれかを満たすこと</p> <p>a 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。</p> <p>b 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
蓄電池	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①補助対象事業で導入する太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、又は水力発電設備の付帯設備であること。</p> <p>②原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>③停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>④次に定める価格以下の蓄電システムであること。</p> <p>a 家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkwh未満）：14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）</p> <p>b 業務用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkwh以上）：16万円/kWh（工事費込み・税抜き）</p> <p>⑤リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>⑥家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkwh未満）の場合、a～fの全てを満たすこと。</p> <p>a 蓄電池パッケージ</p>

(a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

b 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

(i) 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

(ii) 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

	<p>【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」</p> <p>(f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>c 蓄電池部安全基準 (a) JIS C 8715-2の規格を満足すること。</p> <p>d 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。</p> <p>※「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。</p> <p>e 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>f 保証期間 (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。</p> <p>⑦業務用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkwh以上）の場合、火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p>
水素関連設備	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①補助対象事業で導入する太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、又は水力発電設備の付帯設備であること。</p> <p>②二酸化炭素排出実質ゼロ水素等を製造・貯蔵・運搬（又は一体となって使用）するものであること。</p> <p>③二酸化炭素の排出削減を図ることができる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。</p> <p>④事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。</p>
エネルギーマネジ	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p>

メントシステム	<p>①補助対象事業で導入する太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、水力発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備の付帯設備であること。</p> <p>②次の a 又は b のいずれかを満たすこと。</p> <p>a 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>b システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。また、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。</p>
---------	--

(2) 再生可能エネルギー熱利用設備

種別	要件
太陽熱利用	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①太陽集熱器総面積が5 m²以上であること。</p> <p>②太陽集熱器は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。</p>
地中熱利用 ^{※3}	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。</p> <p>②ヒートポンプを設置する場合は、熱供給能力が5 kW以上（連結方式の場合は、設備全体の合算値とする。）であること。</p>
温度差熱利用 ^{※4}	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①ヒートポンプを設置する場合は、熱供給能力が5 kW以上であること。</p> <p>②未利用熱利用については、熱供給能力が温水、冷水ともに0.10GJ/h以上（24Mcal/h）とすること。</p> <p>③温泉熱利用については、温泉を熱源とする設備であり、次のすべての要件を満たすこと。</p> <p>a 温泉施設は、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法同条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>b 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p>
バイオマス ^{※1} 熱利用	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①バイオマス依存率^{※2}が60%以上であること。家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。</p> <p>②バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備の場合は、発電出力が5 kW以上であること。</p> <p>③副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものでないこと（常時使用とは、常に燃料として使用する</p>

	<p>ることを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。) ④原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備(木質チップ化設備、ペレット化設備等)及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。</p>
--	---

※1 バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)

※2 バイオマス依存率は、次の算出式により計算すること。

[算出式]
$$\frac{\text{バイオマスの発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

※3 昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中に存する熱を、暖房、冷房、給湯、融雪その他の用途に利用すること

※4 地下水、河川水、下水、海水、温泉等の水を熱源とするものとして、その熱をヒートポンプ等で汲み上げることにより、給湯・暖房・冷房等の用途に利用すること

5. 補助金の額(要綱第4条・別表1)

補助金の額は、補助対象事業者の種別に応じて以下の表に示す補助率及び補助限度額等を用いて算出した額とします。

補助対象経費	脱炭素交付金実施要領別表第1で定める費用	
補助率	大企業	1 / 2
	中小企業等の事業者	2 / 3
補助限度額	大企業	750万円
	中小企業等の事業者	1,000万円
補助金の額	<p>次の(1)と(2)とを比較して少ない方の額(1万円未満切り捨て)を補助金の額とする。ただし、太陽光発電設備を設置する場合には、太陽光発電設備の出力(kW)に1kWあたり4万円を乗じて得た額と次の(2)とを比較して少ない方の額、蓄電池を設置する場合には、家庭用(4,800Ah・セル相当のkwh未満)であれば、蓄電池の容量(kWh)に1kWhあたり14.1万円、業務用(4,800Ah・セル相当のkwh以上)であれば、蓄電池の容量(kWh)に1kWhあたり16万円と所定の補助率(1 / 4^{*1}又は 1 / 3^{*2})とを乗じて得た額と次の(1)及び(2)とを比較して少ない方の額を補助金の額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 補助限度額</p> <p>※1 大企業の場合 ※2 中小企業等の事業者の場合</p>	

1 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助対象事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合はこの限りでない。

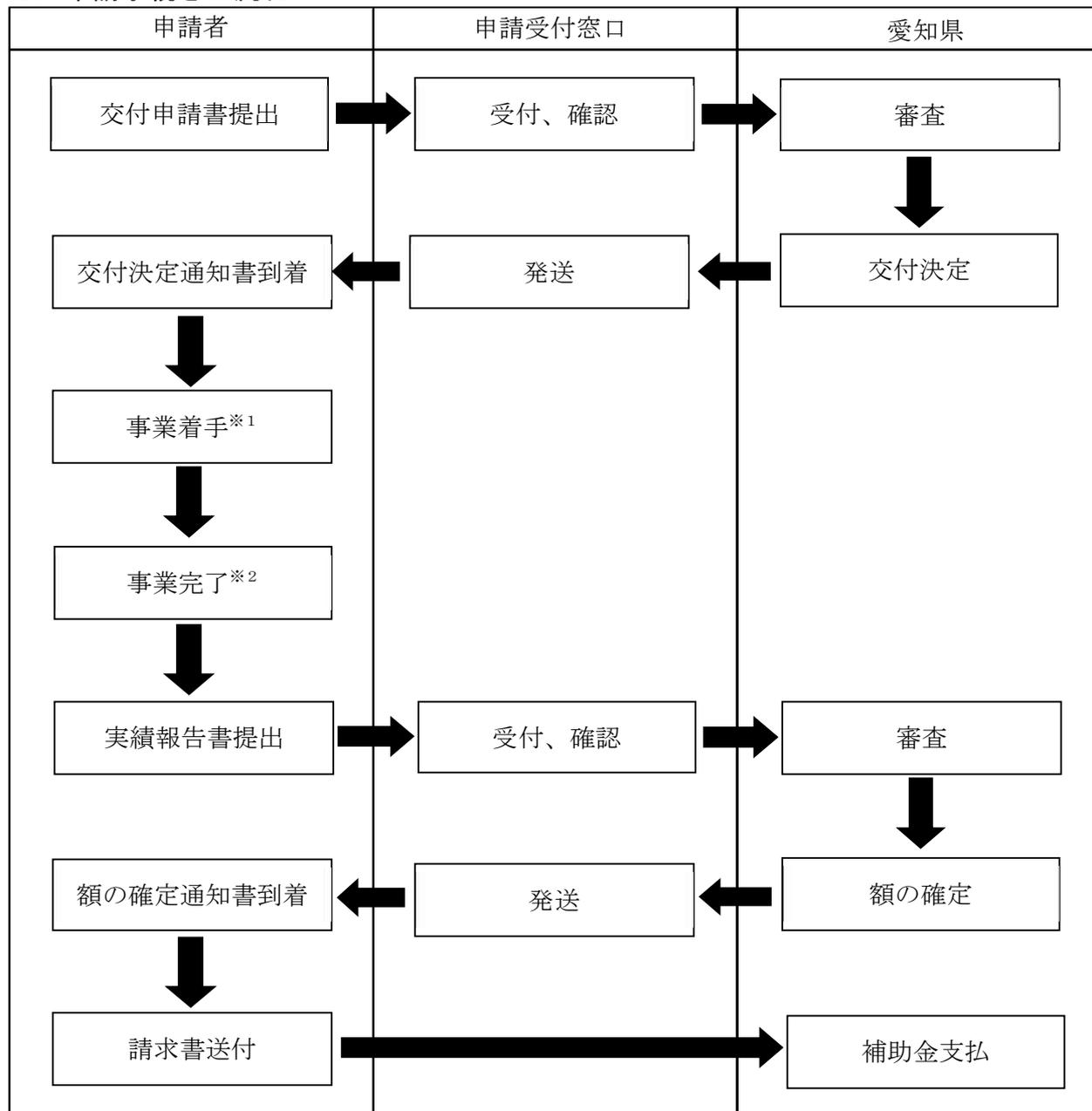
2 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

- 3 補助限度額は一事業者あたりの補助限度額とする。
- 4 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合には、当該変更後の額）を超えないものとする。
- 5 大企業については、低炭素水素サプライチェーン構築の一環として、低炭素水素製造の関連設備として再生可能エネルギー設備を設置する場合に限る。

【脱炭素交付金実施要領（別表第1・対象経費）】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi-240301.pdf>

6. 申請手続きの流れ



※1 交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめ早期着手協議書（取扱要領別記様式1）を提出し、早期着手の承認を受けなければならない。

※2 補助対象事業の内容を変更（中止・廃止）しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（要綱様式第4・第5）を提出し、承認を受けなければならない。

7. 交付申請

(1) 受付期間

2024年6月10日（月）～10月31日（木）（必着）

【注意】受付期間前及び受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できませんのでご注意ください。

(2) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留）又は持参

(3) 提出書類

- ・再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請書（要綱様式第1）
- ・添付書類
 - ① 事業計画書（要綱様式第1-1又は様式第1-2（複数の設備を導入する場合には、設備ごとに作成してください）、二酸化炭素削減量算出シート（12参照）及び二酸化炭素削減量についての根拠資料を含む）
 - ② 補助対象経費に係る見積書（原本又は写し。原則2者以上。発行後3ヶ月以内のもの）
 - ③ 導入機器のカタログ等
 - ④ 図面（全体配置図、導入機器据付図）
 - ⑤ 登記事項証明書（原本1部）（発行後3ヶ月以内のもの。個人事業主の場合は、公的機関から発行された営業実態が確認できるもの。）
 - ⑥ 決算報告書（貸借対照表、損益計算書）及び確定申告書（別表一及び四）の写し（直近1年分。事業実績が確認できるもの）
 - ⑦ その他必要に応じて知事が指示する書類

【補足】リース契約の場合、以下の点に注意してください。

- 再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請書（要綱様式第1）は、事業実施者（リースにより設備を導入する事業者）及び共同事業者（リース事業者）の連名で作成してください。
また、添付書類⑤及び⑥は、事業実施者及び共同事業者のものをそれぞれ添付してください。
- 補助金は、リース事業者に対して交付した上で、補助金額相当分がリース料金から控除されることが要件となります。
このため、以下の書類を添付してください。
 - ・ リース料金から補助金額相当分が控除されていることを証明する書類
 - ・ 本事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保してください。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

愛知県再エネ省エネ補助金事務局

（株式会社エイチ・アイ・エス 中部事業部内）

〒450-6416 愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビルヂング16F

受付時間：平日（土日祝日除く）9時00分～17時00分

(6) 注意事項

予算の範囲内で先着順により補助対象者を決定し、交付申請総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

受付終了日に交付申請書を受理された申請者については、抽選により補助対象事業者を決定します。

なお、抽選から漏れた申請者については、補欠として交付申請書を受け付け、先順位の補助対象者が交付申請を取り下げた場合などに、補助対象者とします。

8. 交付決定

補助金の交付決定は、再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付決定通知書（要綱様式第2）により行います。

9. 実績報告

（1）受付期間

補助対象事業の完了の日から30日を経過した日、または2025年2月28日（金）のいずれか早い日まで

【注意】受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できません。この場合、交付決定した設備であっても、補助金を支払うことはできません。

（2）提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留）又は持参

（3）提出書類

- ・再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業実績報告書（要綱様式第7）
- ・添付書類
 - ① 事業実績書（要綱様式第7-1又は様式第7-2（複数の設備を導入する場合には、設備ごとに作成してください））
 - ② 決算証拠書類（契約書（請書）の写し、請求書の写し、領収書等の写し（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書の写し）
 - ③ システム系統図、機器配置図（補助対象機器が確認できるもの）
 - ④ 補助対象事業の実施状況を示すカラー写真（工事前、工事完了後、銘板（文字が明確に読み取れるもの））
 - ⑤ その他知事が必要と認めるもの

（4）提出先

愛知県再エネ省エネ補助金事務局

（株式会社エイチ・アイ・エス 中部事業部内）

〒450-6416 愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビルヂング16F

受付時間：平日（土日祝日除く）9時00分～17時00分

（5）その他

実績報告時には、適宜、提出書類チェックリストを御活用ください。

10. 補助対象設備の処分制限（規則第20条、要綱13条）

補助対象事業者は、知事の承認を受けずに取得した補助対象財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。

11. 交付決定の取消及び補助金の返還（規則第16条・17条）

補助対象事業者が、補助対象事業に関して規則、要綱及び取扱要領等に違反したときは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を請求します。

12. 再生可能エネルギー設備の導入による二酸化炭素削減量

再生可能エネルギー設備の導入による工場又は事業場の二酸化炭素削減量については、次ページの算出シートを参照して作成してください。

再生可能エネルギー設備の導入による
工場又は事業場の二酸化炭素削減量算出シート

[再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、バイオマス、水力）の場合]

年間発電量 ^{※1} (MWh)		排出係数 ^{※2} (t-CO ₂ /MWh)		CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂)
	×	0.459	=	

※1 発電設備の年間発電量は、メーカー公称値等を用いてください（メーカー公称値が記載されたパンフレット等を添付してください）。

※2 発電設備の導入により使用量が減少する系統電気の排出係数（中部電力ミライズ株式会社の2022年度CO₂排出係数（調整後）0.459 t-CO₂/MWhを用いてください。）

[再生可能エネルギー熱利用設備の場合]

年間発熱量 ^{※1} (GJ)		排出係数 ^{※2} (tC/GJ)		換算係数 (tCO ₂ /tC)		CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂)
	×		×	44/12	=	

※1 熱利用設備の年間発熱量は、メーカー公称値等を用いてください（メーカー公称値が記載されたパンフレット等を添付してください）。

※2 再生可能エネルギー熱利用設備の導入により使用量が減少する都市ガス、灯油等の排出係数（下表の値を用いてください）

別表2 燃料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の使用	原料炭	tC/GJ	0.0245
	一般炭	tC/GJ	0.0247
	無煙炭	tC/GJ	0.0255
	コークス	tC/GJ	0.0294
	石油コークス	tC/GJ	0.0254
	コールタール	tC/GJ	0.0209
	石油アスファルト	tC/GJ	0.0208
	コンデンセート(NGL)	tC/GJ	0.0184
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	tC/GJ	0.0187
	ガソリン	tC/GJ	0.0183
	ナフサ	tC/GJ	0.0182
	ジェット燃料油	tC/GJ	0.0183
	灯油	tC/GJ	0.0185
	軽油	tC/GJ	0.0187
	A重油	tC/GJ	0.0189
	B・C重油	tC/GJ	0.0195
	液化石油ガス(LPG)	tC/GJ	0.0161
	石油系炭化水素ガス	tC/GJ	0.0142
	液化天然ガス(LNG)	tC/GJ	0.0135
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tC/GJ	0.0139
	コークス炉ガス	tC/GJ	0.0110
	高炉ガス	tC/GJ	0.0263
	転炉ガス	tC/GJ	0.0384
都市ガス	tC/GJ	0.0136	

※燃料種別の発熱量については、別表1を参照

【根拠条文】算定省令第2条第3項及び別表第1

交付申請時に必要な提出書類チェックリスト

No.	提出書類	様式	チェック	備考
1	再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請書	要綱様式第1		
2	再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金 事業計画書	要綱様式第1-1 又は 様式第1-2		中小企業等は様式第1-1、大企業は様式第1-2を使用してください。 複数の設備(例えば太陽光発電設備と蓄電池)を導入する場合は、設備ごとに作成してください。
3	二酸化炭素削減量算出シート			
4	二酸化炭素削減量についての根拠資料			資料中で、自家消費率が50%以上となることを示してください。
5	補助対象経費に係る見積書			原本又は写し。原則2者以上。発行後3ヶ月以内のもの。
6	導入機器のカタログ等			
7	図面(全体配置図、導入機器据付図)			
8	登記事項証明書			原本1部。発行後3ヶ月以内のもの。個人事業主の場合は、公的機関から発行された営業実態が確認できるもの。
9	決算報告書及び確定申告書の写し			直近1年分。事業実績が確認できるもの。 決算報告書は、貸借対照表および損益計算書。確定申告書は、別表一及び四の写し。
10	その他必要に応じて知事が指示する書類			

【補足】リース契約の場合、以下の点に注意してください。

- 再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請書(要綱様式第1)は、事業実施者(リースにより設備を導入する事業者)及び共同事業者(リース事業者)の連名で作成してください。
また、登記事項証明書、決算報告書及び確定申告書の写しは、事業実施者及び共同事業者のものをそれぞれ添付してください。
- 補助金は、リース事業者に対して交付した上で、補助金額相当分がリース料金から控除されることが要件となります。
このため、以下の書類を添付してください。
 - ・ リース料金から補助金額相当分が控除されていることを証明する書類
 - ・ 本事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類

実績報告時に必要な提出書類チェックリスト

No.	提出書類	様式	チェック	備考
	再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業実績報告書	要綱様式第7		
	再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金 事業実績書	要綱様式第7-1 又は 様式第7-2		中小企業等は様式第7-1、大企業は様式第7-2を使用してください。 複数の設備(例えば太陽光発電設備と蓄電池)を導入する場合は、設備ごとに作成してください。
	契約書(請書)(写し)			請書でも可能です。
	請求書(写し)			
	領収書(写し)			施工業者への支払いが確認できるものであれば可能です。
	納品書(写し)			
	システム系統図			補助対象機器が記載されているもの。
	機器配置図			補助対象機器の配置が確認できるもの。
	銘板カラー写真			型式が確認できるもの。
	工事カラー写真(工事前、工事完了後)			補助対象機器の設置数及び場所が確認できるもの。